

## 家族農林漁業プラットフォーム和歌山 規約

### (目 的)

第1条 本会は、和歌山県や近隣地域において国際連合の「家族農業の10年」(2019～2028年)の活動を展開し、家族農林漁業を中心とした食料・農林漁業・農山漁村関連政策の実現を通じて、持続可能な社会、持続可能な農林水産業の実現に寄与することを目的とする。

### (名 称)

第2条 本会は、家族農林漁業プラットフォーム和歌山(英語名: Family Farming Platform Wakayama 略名: FFPW)という。

### (事務所)

第3条 本会の事務所を、和歌山県和歌山市毛見996番2号(NPO法人 和歌山有機認証協会内)に置く。

### (事 業)

第4条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)国際連合の「家族農業の10年」に関する啓発活動(シンポジウム、講演会、学習会の開催、広報活動)
- (2)和歌山県の食料・農林漁業・農山漁村関連政策に関する政策提言および行政との対話
- (3)和歌山県における行動計画の策定
- (4)行動計画の達成度のモニタリングとその結果の家族農林漁業プラットフォーム・ジャパンへの報告
- (5)国際連合および国際社会、日本国内の動向に関する情報の共有
- (6)和歌山県における本会の活動の国内、世界への発信
- (7)その他、本会の目的達成に必要な事業

### (会 員)

第5条 本会は、次の会員によって組織する。

- (1)個人会員 本会の目的に賛同する個人
- (2)団体会員 本会の目的に賛同する団体
- (3)オブザーバー 本会の目的に賛同する個人・団体で、入会申込前の1年間に限り認められる。オブザーバーは、本会からの情報提供を受けることができる。
2. 入会を希望する個人・団体は、所定の手続きによって申し込み、常任幹事会の承認を得るものとする。会員は会費を納め、本会の事業に参加する。
3. 退会を希望する場合は、所定の手続きによって申し出て、常任幹事会の承認を得るものとする。
4. 本会の名誉を著しく損なう行為や本会の目的に反する行為を行った会員は、幹事会の議を経て除籍し、総会に報告する。

(財 政)

第6条 財政は、会費および事業収入、寄付金により運営する。

2. 年会費

(1)個人会員 1口 1,000円 1口以上

(2)団体会員 1口 5,000円 1口以上

(3)オブザーバー

3. 会費を納入しない会員は、本会の権利を失う。

4. オブザーバーは、1年間に限り会費を免除することができる。

(役 員)

第7条 本会に代表幹事1名以上、幹事若干名、監査1名の役員を置く。幹事のうち若干名を常任幹事とする。役員は、総会において選出し、代表幹事と常任幹事は、幹事の互選により選任する。

(代表幹事)

第8条 代表幹事は、会務を総理し、本会を代表する。

(常任幹事)

第9条 常任幹事は、代表幹事とともに本会の運営にあたる。

(幹 事)

第10条 幹事は、本会の個人会員および団体会員の代表の若干名とする。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(総 会)

第12条 総会は年1回、事業および会計年度の終了から2か月以内に開催し、事業活動報告、決算報告、監査報告、事業計画、予算、役員選出、その他の重要事項を審議する。代表幹事が必要と認めるときには、臨時総会を開催することができる。総会は代表幹事が招集し、議長となる。

(幹 事 会)

第13条 幹事会は、本会の事業および運営に関する重要事項を審議・決定する。幹事会は年1回以上開催することとし、代表幹事が招集し、議長となる。

(常任幹事会)

第14条 常任幹事会は、代表幹事、常任幹事によって構成し、本会の事業および運営に関する事項を審議・決定する。常任幹事会は年1回以上開催することとし、代表幹事が招集し、議長となる。

(決 議)

第 15 条 総会、幹事会、常任幹事会は、過半数の出席をもって成立し、その決議は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところとする。

総会での文書決議(電子メールも含む)は、出席とみなす。

(委 員 会)

第 16 条 本会の事業遂行のため、幹事会の下に必要な応じて各種委員会を設置することができる。

(事業および会計年度)

第 17 条 本会の事業年度および会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(事 務 局)

第 18 条 本会は事務局を幹事会の議を経て設置することができる。

(規約の改定)

第 19 条 本会の規約は、総会の議を経て改定することができる。

(附 則)

本規約は、2019年10月18日から施行する。